

年	15.6.5
	第27号

一 勤續手當ヲ左ノ如ク支給スルコト

(1) 一ケ年勤續者ニ對シ實收入ノ $\frac{3}{10}$ 日分

(2) 但シ一年未滿ト雖モ一ケ年トシテ計算スルコト

以上一ケ年ヲ増スル毎ニ實收入ノ $\frac{3}{10}$ 日分

一 退職手當ヲ左ノ如ク支給スルコト

(1) 一ケ年勤續ハ實收入ノ $\frac{3}{10}$ 日分

(2) 六ケ月未滿ヲ増スル毎ニ $\frac{1}{10}$ 日分

一 團體交渉權ヲ承認スルコト

右要求ス

大正十五年五月十八日

從業員一同

株式會社  
東京電機工業株式會社

照 收 第 一 二 三 四 一

大正十五年五月三十一日

警 視 總 監 太 田 政 弘

内務大臣若槻澧次郎 殿

東京警備司令官 殿

社會局長官長岡隆一郎 殿

憲兵司令官 殿

東京地方裁判所檢事正 殿

京都大阪神奈川兵庫愛知

福岡各府縣長官 殿